

『障害のある人もない人も
共に学び共に生きる社会を目指す
小金井市条例』を通して
共生社会の目指すもの！

小金井市地域自立支援協議会

矢野典嗣

1. 何故「小金井市民条例」を作ろうとしたのか

- 2006年(平成18年)12月13日国際連合の総会で「障害者の権利に関する条約」(以下、権利条約という)が採択され
- 『他の市民との平等性』をキーワードに障害のある人が当たり前の生活、人間としての当然の権利の行使ができる社会にする事を各国に義務付ける条約です。
- 現行の日本国憲法の第10条から始まる人権規定の「国民は」から始まる文言を「障害のある人は」に、置き換えると「権利条約」の条文と合致する条項が多い。
- この間日本でも国内法の整備を進めて、2014(平成26年)1月に国会で批准したが、まだまだ現在の法律や制度では不十分と考えている。
- 他の道府県や自治体でもそれを補い、各自治体の実情に即した条例を制定している所がある。

👉 **小金井市では実情はどうなのだろうか？**

2. 条例が制定されるまで・・・

①約2年間の討議を経て、何故 条例案を発議したのか

②市民との意見交換会

③市議会での攻防

☞ 厚生文教委員会議員提案の修正案を含めて6月29日に可決・制定される。

④施行日は2018年(平成30年)10月1日

☞ 小金井市市制60周年(市制施行日)の記念すべき日に

3. 市民条例の心は・・・

- 私たちの思いを前文に寄せて
 - ☞ 「権利条約」「日本国憲法」が暮らしに息づくものにしたい。
 - ☞ 誰でもが社会的弱者になりうる。
 - ☞ それを支えあうのが地域であり、
その基盤を作るのが行政(小金井市)の役割・仕事である。
 - ☞ 条例が出来て「私たちの暮らしが変わった！」と言える街に

4. 小金井市にはこれまでも独自の宝がある

- 「小金井市民憲章」(昭和54年制定)
 - 「小金井市高齢者憲章」(平成6年制定)
 - 「男女平等都市宣言」(平成8年制定)
 - 「小金井市子どもの権利に関する条例」(平成21年3月12日)
 - 「いじめのないまち小金井宣言」(平成24年制定)
- ☞ 市民一人一人を大切にし、互いに思いやり、支えあうことを
小金井市では謳っている。

※詳しくは小金井市HP例規集から閲覧してください

「小金井市 障がい者 ビジョン」(障害者計画)

障がいのある人もない人も

それぞれが尊厳ある

ひとりの小金井市民として自立し、
住み慣れた地域でともに支え合いながら、

安心して暮らしていける

共生都市・小金井を実現する

その為には、
市全体・市民全員でこのような差別の解消に取り組んでいく必要があり、また、
そのための共通理解の醸成が不可欠です。



5. この「市民条例」は、

- 前文と17条からできている。
- 第3条に基本理念を
- 第4条、第5条で小金井市の責務、市民の責務を
- 第8条では「合理的配慮」を行う場面とは10項目の領域について規定している。
- 最も大事なのが、第10条の理解啓発と第11条の教育と考えています。
- 第12条以降は、差別や虐待行為があった時の通報や調停の規定
となっています。

(配布資料の条文を参照ください)

第9条に追加されたのが！

(情報伝達)

- 第9条 市は、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段(字幕、手話通訳、要約筆記、音声解説等をいう。以下同じ。)を利用できるように、コミュニケーション手段の普及及び啓発及び利用拡大の支援に努めるものとする。

皆さんに考えて欲しいのは・・・

第8条 に、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。

- 保育、教育及び療育の実施をするとき。
- 居住する場所の確保及び居住の継続に係る支援を行うとき。
- 就労に係る相談及び支援を行うとき。
- 意思疎通を図るとき、及び不特定多数の者に情報を提供するとき。
- 行事を開催するに当たり、情報の提供及び通信を行うとき。
- 移動の支援を行うとき。
- 道路、建物その他の施設の整備及び管理を行うとき。
- サービスを提供するとき。
- 防災に関する事業を実施するとき、及び災害が発生したとき。
- その他社会的障壁が生じているとき。

2 市民及び事業者は、前項各号に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。

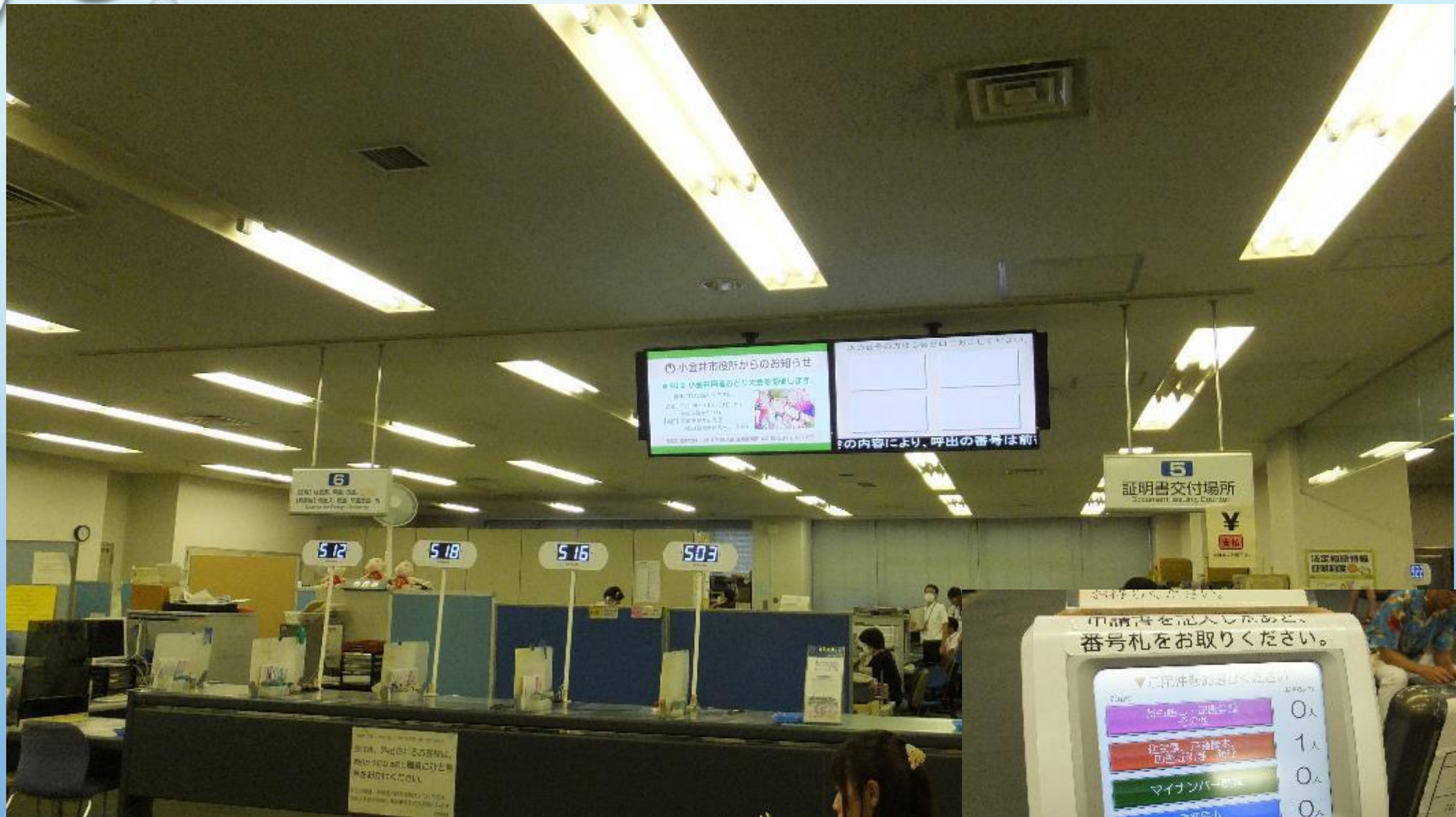
合理的配慮

- 合理的配慮とは、
 - ☞ 誰もが直面する困った場面で、自分一人では解決できない時に、手助けできる工夫や方法を一緒に考えていく事です。
- 2016年4月1日に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称、「障害者差別解消法」)により、行政機関や事業者には、障害のある人に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められるようになりました。



合理的配慮とは？

市役所では



合理的配慮考えるための二つのキーワード

- バリアフリー(ハード面での対応)
- ユニバーサルデザイン(ハードとソフト)
- アクセビリティ(移動や情報等の利便性)

ハード整備とソフト整備

	種類	思想・発想	普及スタイル	対象者
ハード 整備	ユニバーサル デザイン	多くの方に 使いやすい デザイン手法	良いものを褒めたたえ 推奨する 【民間主導型】	すべての人
	バリアフリー	高齢者・障害者の 使いやすい街に変化	施設の計画に 規制する事で普及 【行政指導型】	高齢者 障害者等
ソフト 整備	心の ユニバーサル デザイン	高齢者・障害者の 使いやすい街に変化	啓 発 教 育	すべての人
	心の バリアフリー			

バリアフリーとは

- ・バリアフリーの目的は、高齢者や障害者が「安全に」「自分の力で」「快適な日常生活を送る」ようにすることです。 そのためには、対象となる高齢者や障害者の健康状態や障害程度、家族構成や経済状況など、いろいろな要素を考慮した細かな配慮や工夫が必要になります。



1. どんな人でも公平に使えること。(公平な利用) **EQUITABLE USE**
2. 使う上での柔軟性があること。(利用における柔軟性) **FLEXIBILITY IN USE**
3. 使い方が簡単で自明であること。(単純で直感的な利用) **SIMPLE AND INTUITIVE**
4. 必要な情報がすぐに分かること。(認知できる情報) **PERCEPTIBLE INFORMATION**
5. うっかりミスを許容できること。(失敗に対する寛大さ) **TOLERANCE FOR ERROR**
6. 身体への過度な負担を必要としないこと。(少ない身体的な努力)

LOW PHYSICAL EFFORT

7. アクセスや利用のための十分な大きさと空間が確保されていること(接近や利用のためのサイズと空間) **SIZE AND SPACE FOR APPROACH AND USE**

ユニバーサルデザインとは・・・

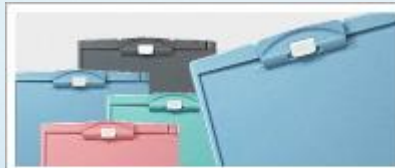
ユニバーサルデザイン 安全・安心

基本がしっかり
安全・安心
ラクにつかえる



♪ リングファイル/
Dリングファイル

レバー操作で簡単に用紙がはさめる！



♪ クリップボードH

どんな持ち方でも手が疲れず書きやすい！



♪ ハサミ
(バネ・ロック機構付き)



♪ ホワイトボード用マーカー
(インクガイイ)

とじ具を片手でワンタッチ開閉！



♪ レーザーポインター
(マウス機能付)



♪ レーザーポインター
(グリーンレーザー)

レーザーポインター付きワイヤレスマウス。

使いやすさを追求したレーザーポインター。

バネの力で疲れにくく、しかも持ちやすい！



♪ 定規

メモリと数字に見やすい工夫。

便利で安全。しかも抜きやすい画びょう。

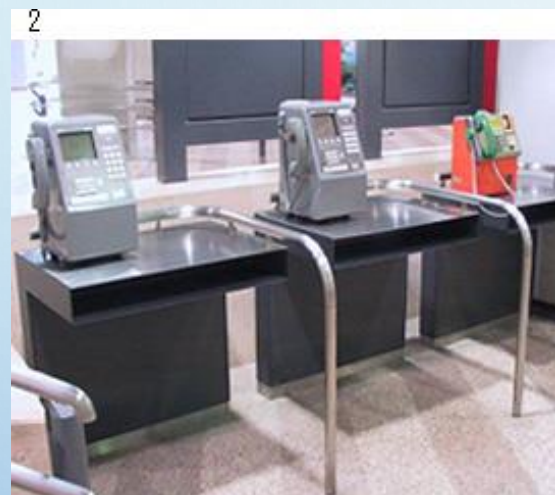


♪ プニョプニョピン

日常生活の中のユニバーサルデザイン



街の中のユニバーサルデザイン



一段低いカウンター



高さの異なる手すり



光る点字ブロック



点字表記で触れる



幅の広い改札機

トイレの実例



色々なサインやマークが 有ります！



ヘルプマークとは義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が考案したマークです。

どうしたら障害のある人もない人も
お互いに垣根を越えられるのか？

• 困っている人を見かけたら…

「どうしました？ 手伝いましょうか？」と

気軽に声掛けが出来ますか？

👉 ココバスでのある日の出来事

誰もが過ごしやすい社会を目指して

- 「障害」とは、その人と周りの環境との相互作用の中で生まれるということです。そして、その「障害」を解消するための「合理的配慮」も、障害のある方本人と、周りの人々や環境との関係によって変わってきます。
 - 一人ひとりの個性を尊重しながら、人や場面に応じて、個別具体的に合理的配慮を考えていくこと。粘り強く、地道な対話や工夫が必要ですが、その先には、障害のあるなしにかかわらず誰もが過ごしやすい社会があるはずです。
 - 小金井市でも2018年10月1日からの「小金井市民条例」が施行されます。又、東京都も「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が同日に施行されます。「合理的配慮」、あなたもぜひ身近な人と一緒に考えてみてください。
- ☞ そうすれば、私たちの暮らしや人とのつながり方が変わるはずです。

逐条解説で市民条例をより確かなものに！

- 条例が制定され、10月1日にいよいよ施行されます！
- この条例に命を吹き込むために逐条解説(詳しい)が必要と考え検討を進めようとしています。
- 今回はより多くの市民、そして、障がい当事者の方とその家族の方々の意見を反映した逐条解説を策定したいと考えております。

ご清聴
ありがとうございました



小金井市民としてお互いに協力
して暮らしやすい小金井市に
逐条解説作りにも皆さんのお力
をお寄せください

小金井市地域生活支援協議会